

国外財産調書制度の適用

東京大学教授 増井 良啓

事 例

平成24年(2012年)3月の税制改正により国外財産調書制度が創設され、一部の罰則規定を除き平成26年(2014年)1月1日から施行されることになった。新制度は、次の場合にどう適用されるだろうか。以下の1から7が相互に独立の事実関係であるものとして、考えてみよう。

1. 納税義務者が所得税法上の非永住者である場合。
2. 外国に所在する土地(時価6000万円)と、外国に本店を有する金融機関に対する負債(残高2000万円)を有している場合。
3. 価額の合計額が3億円近くになる次の財産を有している場合。
 - ① 名古屋市内の自宅
 - ② ハワイに所在するリゾート・マンション
 - ③ 外銀のチューリヒ所在事業所内金庫に保管しているピカソの絵画1点
 - ④ 名古屋市内に所在する邦銀支店に預け入れた普通預金
 - ⑤ 日本に本店を有する保険会社との契約に基づき保険

金を受け取る権利

⑥ ハワイに住所を有する友人に対する貸付金

⑦ 日本国債

⑧ デトロイトに本店を有する外国法人が発行した社債

4. 香港に所在する賃貸用アパートを6000万円で取得して、賃貸に供していたところ、日本の所得税法上の不動産所得の計算上、減価償却後の価額が4500万円になっている場合。

5. 外国金融機関のロンドン営業所に預け入れた預貯金の残高1億円を国外財産調書に記載していたところ、当該預貯金の利子が日本の所得税との関係で一律源泉分離課税に服さないことを知らず、うっかりして利子所得につき確定申告をしなかった場合。

① 過少申告加算税の賦課決定にいかなる影響が及ぶか。

② もし預金残高を国外財産調書に記載していなかったとすれば、過少申告加算税の賦課決定にいかなる影響が及ぶか。

6. 納税者が国外財産調書を提出する場合、所得税法上の財産債務明細書への記載を要するか。

7. 国外財産が租税条約締結相手国に所在する場合、適用関係に違いは生ずるか。

I 問題の所在

平成24年（2012年）3月の税制改正により国外財産調書制度が創設され、一部の罰則規定を除き平成26年（2014年）1月1日から施行されることになった⁽¹⁾。それでは、新制度は、ど

のような姿をしているか（Ⅱ）。その要件・効果には、いかなる特徴があるか（Ⅲ）。新制度が完全に施行された法状態を念頭において検討してみよう。

新制度は、国外財産に係る所得税だけでなく、国外財産に対する相続税を重要な対象としているが、以下では主に所得税について検討し、相続税については付随的にしか触れない。本稿執筆時点の2012年10月において、関連する通達が未だ公表されていないことを、お断りしておく。

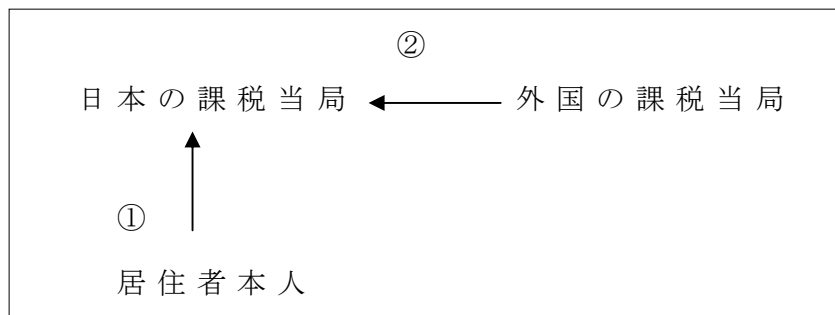
Ⅱ 国外財産調書制度の創設

1 国外所得に関する情報

所得税法上、日本の居住者（非永住者を除く）は、全世界所得に課税される（所法7条1項1号）。しかし、納税者が国外で稼得した所得に関して、税務職員が課税情報を得ることには、制約がある⁽²⁾。それは、執行管轄権に地域的限界が伴うからである。換言すれば、税務職員が外国の領域内で質問検査権などの公権力を行使することが、相手国の同意なしには許されないからである。

一般に、課税当局が国外所得に関して情報を取得するための主要な方策としては、①居住者である本人から情報を取得すること、あるいは、②租税条約を用いて相手国の課税当局から情報を取得すること、が考えられる（図表1）⁽³⁾。

図表 1 国外所得に関する情報を取得するルート



今回新設された国外財産調書制度は、①の方策を強化する措置である。従来のルールの下でも、居住者本人に対して日本国内で質問検査権を行使することが可能であった。これに加え、一定の要件を満たす場合に、居住者本人からの調書の提出を義務づけるのである。

なお、日本に存在しない制度であるが、③米国のFATCA（外国口座税務コンプライアンス法、Foreign Account Tax Compliance Act）のように、外国金融機関から米国人の銀行口座情報を取得するために、一定の情報提供を行わない場合には当該金融機関の米国源泉所得に対して源泉徴収を行うという立法措置を講ずる国が出てきている⁽⁴⁾。

2 立法の経緯

平成22年度税制改正大綱（2009年12月22日閣議決定）は、クロスボーダーで活動を行う者の適切な課税の確保や、国外資産に係る情報の的確な把握について、具体的な方策を検討する必要があると指摘した。税制調査会専門家委員会国際課税小委員会「論点整理」（2010年11月）は、国際的徴収共助に関して検討したが、これに加え、国外資産に関する報告制度の整備が考えられると記した。平成23年度税制改正大綱（2010年12月16日閣

議決定)においても、国外資産に係る情報の把握について、具体的な方策の検討が必要であるとされた。国税関係者の研究の中にも、納税者によるボランティア・ディスクロージャーとの関係で、国外資産の保有に関する報告制度の創設を求めるものがあった⁽⁵⁾。

2011年11月3日、日本国は、多国間条約としての税務行政執行共助条約に署名した(正式名称は「租税に関する相互行政支援に関する条約」)。そして、平成24年度税制改正大綱(2011年12月10日閣議決定)は、この条約の国内担保法の整備の一環として徴収共助に関する規定の見直しを行うこととし、加えて、内国税の適正な課税および徴収に資するため、一定額を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度を創設することとした。

新制度の創設を必要とする理由として、平成24年度税制改正大綱は、「国外財産に係る所得や相続財産の申告漏れが近年増加傾向にあること等」をあげた。国会における法案審議において⁽⁶⁾、五十嵐財務副大臣は、国外財産に係る申告漏れ所得の額が、平成18事務年度の数字で1800万円であったところ、平成21年度には3400万円に増加していたと答弁している(サンプル調査)。また、相続税については、同じく18年度に4200万円であったものが、21年度には1億600万円に増えたと答弁している(全件調査)。

こうして、平成24年(2012年)3月の税制改正により、国外財産調書制度が創設された。根拠規定は、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」に置かれた。以下、条文の引用にあたっては、この法律を「法」と、この法律の施行令を「令」と、この法律の施行規則を「規」と、それぞれ略称する。

3 制度の概要

(1) 骨格

新制度の骨格は、次の2点に要約できる。

- 居住者は、その価額の合計額が5000万円を超える国外財産を有する場合には、国外財産調書を所轄税務署長に提出する（法5条）。
- 調書提出を担保するための措置として、加算税の減額と増額（法6条）、質問検査権（法7条）、罰則（法9条、10条）がある。

(2) 国外財産調書の提出

居住者は、ある年の12月31日の時点でその価額の合計額が5000万円を超える国外財産を有する場合、その年の翌年の3月15日までに、次の地の所轄税務署長に国外財産調書を提出しなければならない（法5条1項1号2号）。

* その年分の所得稅の納稅義務がある者 当該居住者の所得稅の納稅地

* それ以外の者 当該居住者の住所地（国内に住所がないときは居所地）

ここにいう「居住者」のより正確な意味や、「その価額の合計額」が5000万円を超える「国外財産」を有する場合をどう判定するかについては、事例をもとにⅢで後述する。まずは、「国外財産調書」のイメージを得ておこう。

国外財産調書は、財務省令に定めるところにより、その氏名および住所または居所地ならびに当該国外財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した調書のことである（法5条1項）。これを受けて、財務省令が記載事項を定めている（規12条1項、別表1）。

要求される記載事項は、かなり詳細である（令10条6項、規12条5項、別表2）。たとえば、土地についていえば、用途別（事

業用かそれ以外の一般用か) および所在別の地所数、面積および価額を記載する。また、預貯金や有価証券については、種類別(当座預金・普通預金・定期預金など、株式・公社債・投資信託・特定受益証券発行信託・貸付信託などの別および銘柄の別)、用途別および所在別の価額を記載する。

ただし、事務負担に配慮して、書画・骨董・美術工芸品については1点10万円未満のものを記載対象から除く。その他の動産についても、1個または1組の価額が10万円未満のものが除外されている。

(3) 担保措置

納税者の調書提出を担保するための措置として、調書記載の有無に応じて加算税を増減する措置のほか、質問検査権と罰則が置かれた。

第1に、加算税の特例は、特徴のあるしくみであるため、節を改めてⅢでみることにする。

第2に、質問検査権については、次の通りである。国税庁、国税局または税務署の当該職員は、国外財産調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該国外財産調書を提出する義務がある者(義務があると認められる者を含む)に質問し、その者の国外財産に関する帳簿書類その他の物件を検査し、または当該物件(その写しを含む)の提示もしくは提出を求めることができる(法7条2項)。また、当該調査において提出された物件を留め置くことができる(法7条3項)。したがって、税務職員は、たとえば、国外財産調書に記載された預金残高の真実性に疑問をもつ場合、これらの権限を行使できる。上記の質問検査権は、支払調書の提出者に対する質問検査権(税通74条の2第1項1号ロ)と同様に、国外財産調書が法令に従い適正に提出されているかどうかを調査するために

当該職員に付与されたものと説明されている⁽⁷⁾。質問に対する不答弁や、物件提出要求に対する虚偽記載書類の提出は、罰則の対象となる（法9条3号、4号）。

第3に、国外財産調書の提出に関する罰則として、故意に次の行為をした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとされた。

- * 国外財産調書に偽り⁽⁸⁾の記載をして税務署長に提出した者（法10条1項）
- * 正当な理由がなく、国外財産調書とその提出期限までに税務署長に提出しなかった者（法10条2項本文、情状により刑の免除ができる）

（4）憲法との関係

国会審議などで憲法上の黙秘権（憲法38条）との関係などが問題とされた形跡は、見当たらない。この点、所得税法はすでにして納税者に申告義務を負わせており、そのことが許容されてきた。そうである以上は、所得税の適正な申告納税のために必要な情報を調書として提出する義務を居住者に課しても、憲法38条違反の問題は生じないものと考えられる。

ただし、制度の立法化にあたっては、申告納税のために必要な限度を超えて情報提供を求めることに憲法上の歯止めがあると考えておくべきであろう。質問検査権や罰則によって担保された制度であるからには、比例原則の観点から立法政策上の節度が必要である。同じことは、制度の執行にあたっても妥当する。

（5）施行時期

新制度は、平成26年（2014年）1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用される。具体的には、平成25年（20

13年) 12月31日において有する国外財産について、平成26年(2014年) 3月17日(月曜日)までに提出すべき国外財産調書が初回となる。

これに対し、国外財産調書の虚偽記載による提出の場合の罰則規定と(法10条1項)、正当な理由なく国外財産調書を提出期限内に提出しない場合の罰則規定(法10条2項)は、平成27年(2015年) 1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為に対して適用される。

Ⅲ 国外財産調書制度の要件・効果

1 適用対象者

(1) 非永住者以外の居住者

国外財産調書を提出しなければならないのは、「居住者(所得税法2条1項3号に定義する居住者をいい、同項4号に規定する非永住者を除く。)」である(法5条1項)。したがって、所得税法上の非永住者には適用がない。仮にその非永住者が5000万円超の国外財産を有していたとしても、国外財産調書を提出する義務はないことになる。

(2) 非永住者を除く理由

非永住者は居住者の一類型であるが、他の居住者と異なり、課税対象が限定されている。つまり、全世界所得のすべてが課税対象とされるのではなく、①国内源泉所得と、②これ以外の所得であって国内において支払われまたは国外から送金されたものが、所得税の課税対象とされている(所税7条1項2号)。非永住者を適用対象者の範囲から除外するにあたっては、このことが考慮されたものと

思われる⁽⁹⁾。

もつとも、②の「国外から送金された」国外所得を的確に把握するためには、非永住者に対して情報提供を求める立法措置も必要ではなかろうか。ただし、そのような立法措置は、国外財産調書として設計するよりも、送金の形態に応じた情報申告として設計するほうがよいかもかもしれない。

(3) 立法技術上のコメント

人的適用範囲との関係で、立法技術の角度から2点指摘する。

第1に、5000万円超という基準額との関係で、家族構成員など、人的に密接な関連を有する者の間で財産を分散保有する場合への対処を要するのではないか。国外財産を合算して判定するためのルールを導入などが考えられる。

第2に、相続税との関係では、日本国内に住所を有していない者であっても無制限納税義務者になる可能性がある（相続1条の3第2号）。しかし、国外財産調書制度の適用対象者は所得税法上のカテゴリーに即して定められており、相続税法のそれには即していない。

(4) 事例1へのあてはめ

事例1は所得税法上の非永住者である居住者であるから、国外財産調書の提出を要しない。

2 国外財産の金額基準

(1) 5000万円超

国外財産調書を提出しなければならないのは、「その年の12月31日においてその価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する⁽¹⁰⁾場合」である（法5条1項）。5000万円を基準額とし

た理由は、国外財産に係る所得税や相続税の課税漏れの状況や、相続税の基礎控除の定額部分が現行法上5000万円であることなどを勘案したものと説明されている⁽¹¹⁾。

(2) 消極財産を考慮するか

ここにいう国外財産は「国外にある財産」と定義されているところ(法2条7号)、「財産」の意義については明示的な定義規定が置かれていない。他方で、国外財産の所在については相続税法10条の規定が参照されている(法5条3項、令10条1項)。相続税法10条は、動産や不動産、各種金融資産などを列挙して、所在地の基準を示している。債務について内外区分を要する場合については、別途、債務控除の上で規定がある(相続13条2項)。このような規定構造を前提にしていることからすると、法5条1項にいう「国外財産」は、積極財産を意味するものと解される⁽¹²⁾。

この解釈に対しては、法5条1項の文言を理由に、疑問を呈する向きがあるかもしれない。すなわち、「その価額の合計額」と書いてあるから、積極財産のプラスの価額と消極財産のマイナスの価額を相殺して、「その価額の合計額」を基準にして5000万円超にあたるか否かを判定すべきではないか、という疑問である。しかし、上述したように、法5条1項は相続税法の規律を参照しているのであり、負債を独立の「国外財産」と把握してはいない。それゆえ、負債がマイナスの価額を有する「財産」に該当するという解釈は不適切である。

以上から、法5条1項にいう「合計額」という文言が含意するのは、A土地とB家屋、C預金、D有価証券といった複数の積極財産を有する場合に、その価額の合計額を合算することであると解すべきであろう。

(3) 事例2へのあてはめ

以上の解釈を、事例2にあてはめよう。外国に所在する時価6000万円の土地を有している場合、その事実によって5000万円超という金額基準を満たしていることになる。事例2のように、この土地を有しているだけでなく、外国に本店を有する銀行に対して2000万円の負債を有していたとしても、同様である。当該債務の担保として土地に抵当権を設定していても、結論は変わらない。債務は人的に負うものであり、土地の価額が5000万円を超えている以上、金額基準を満たしている。

3 財産所在地の内外判定

(1) 財産の所在

上の2で触れたように、国外財産は「国外にある財産」と定義されており（法2条7号）、「国外にある」か否かの基準は相続税法10条の内外判定基準を借りている（法5条3項、令10条1項）。その上で、相続税法10条に定めがない点について、若干のルールを設けている（令10条6項、規12条3項）。

(2) 12月31日の現況

所在の判定は、その年の12月31日の現況による（令10条2項）。このことは、新制度の適用要件が「その年の12月31日において」その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する場合とされていることから（法5条1項）、自然に導かれる。

12月31日の現況を基準としていることから、12月30日に現金を日本国内に持ち込み、翌年1月1日に国外に持ち出す、といった人為的操作を行えば、5000万円超という金額基準を回避することが可能になりそうである。だが、そのような操作にはもろもろの取引コストがかかる。また、1回当たり100万円超の国外

への送金または国外からの送金受領については、本人が金融機関に告知書を提出し、金融機関が国外送金調書を提出することになっている（法3条、4条）。さらに、100万円相当額を超える現金などを携帯して出国したり入国したりする場合、税関での申告が必要である（関税法67条、関税法施行令58条、59条）。したがって、国外財産調書の提出要件を満たさないようにすることだけを目的とする人為的操作には、一定の歯止めがかかるものと想定される。

（3）事例3へのあてはめ

このルールの下で、事例3の各財産の所在は、次のように判定する。

- ①名古屋市内の自宅は、日本国内に所在する不動産であるから（相続税法10条1項1号）、国外財産にあたらぬ。
- ②ハワイに所在するリゾート・マンションは、日本国外に所在する不動産であるから（相続税法10条1項1号）、国外財産にあたる。
- ③外銀のチューリヒ所在事業所内金庫に保管しているピカソの絵画1点は、書画は動産であり、その所在地によって内外判定を行うから（相続税法10条1項1号）、国外財産にあたる。
- ④名古屋市内に所在する邦銀支店に預け入れた普通預金は、預金の受け入れをした営業所または事業所の所在によって判定するから（相続税法10条1項4号）、国外財産にあたらぬ。
- ⑤日本に本店を有する保険会社との契約に基づき保険金を受け取る権利は、その保険の契約に係る保険会社等の本店または主たる事務所のある所在地によって判定するから（相続税法10条1項5号）、国外財産にあたらぬ。
- ⑥ハワイに住所を有する友人に対する貸付金は、債務者の住所によって判定するから（相続税法10条1項7号）、国外財産にあたる。
- ⑦日本国債は、日本の相続税法の施行地にあるものとされるから（相

続税法 10 条 2 項)、国外財産にあたらぬ。

⑧デトロイトに本店を有する外国法人が発行した社債は、社債の発行法人の本店の所在によって判定するから(相続税法 10 条 1 項 8 号)、国外財産にあたる。

以上の内外判定の結果、国外財産にあたるのは、②③⑥⑧である。その価額の合計額が 5000 万円を超える場合、他の要件を満たしていれば、国外財産調書を提出しなければならない。

4 国外財産の価額の評価方法

(1) 時価又は時価に準ずるものとして財務省令で定める価額

国外財産の「価額」に関する事項は、政令に委任されている(法 5 条 1 項)。これを受けて、国外財産の価額は、「当該国外財産のその年の 12 月 31 日における時価又は時価に準ずるものとして財務省令で定める価額」と定められている(令 10 条 3 項)。

(2) 時価

ここにいう「時価」として、立案担当者は、「専門家による鑑定評価額、預金残高そのものや市場価額(取引相場の終値)等」が考えられると述べた上で、「具体的な評価方法については、現行の相続税の評価や所得税の財産及び債務の明細書における取扱い並びに提出者の事務負担等を踏まえながら、今後、通達等において示される予定」であるとする⁽¹³⁾。この通達は未だ明らかにされていない。現在の財産評価通達 5-2 は、国外財産の評価にあたっては、原則として国内財産に準じて評価する方針を示している。

新通達の制定にあたっては、次の点に留意すべきである。納税者と課税当局の間で時価の評価額が食い違ふと、争いが生じかねない。担保措置を設けてあることの関係では、加算税や罰則の適用関係にも影響してしまう。しかし、この局面で時価評価を必要とする理由

は、あくまで国外財産調書提出の要件を満たすか否かの判定のためであって、納付すべき本税の税額計算のためではない。情報収集措置の要件という位置づけからすると、提出者の事務負担を過度に重くしないような運用が望ましい。そのような運用は、比例原則にも適合する。

(3) 時価に準ずるものとして財務省令で定める価額

「時価に準ずるものとして財務省令で定める価額」とは、その年の12月31日における国外財産の見積価額のことである（規12条4項）。この見積価額としては、「固定資産税評価額などの公的機関が示す価額や取得価額などを基に合理的に算定した価額等」が想定されており、詳細は通達で示される予定である⁽¹⁴⁾。外国の公的機関が当該外国所在の不動産を評価しているような場合、その水準がまちまちになることも予想される。合理的に算定するにあたり、納税者に過度の事務負担が生じないような運用が望まれる⁽¹⁵⁾。

財務省令に明示的に定めがあるのは、次の見積価額である（同項括弧内）。

- 当該国外財産がその年分の事業所得の金額の計算の基礎となった棚卸資産である場合にあってはその棚卸資産の評価額
- 当該国外財産が青色申告書を提出する者の不動産所得、事業所得又は山林所得に係る減価償却資産である場合にあってはその年の12月31日におけるその減価償却資産の償却後の価額

(4) 邦貨換算など

国外財産の価額が外国通貨で表示される場合、その円換算は、その年の12月31日における外国為替の売買相場による（法5条3項、令10条4項）。

未分割の遺産を相続や包括遺贈により取得した場合、民法の法定

相続分または包括遺贈の割合に従って国外財産を取得したものと
して価額を計算する（令10条5項）。

（5）事例4へのあてはめ

事例4では、香港に所在する賃貸用アパートを6000万円で取得している。しかし、日本の所得税法上の不動産所得の計算上、その年の12月31日における減価償却後の価額が4500万円になっている。そこで、5000万円超という基準との関係が問題となるところ、青色申告書を提出していれば、見積価額として減価償却後の価額4500万円が見積価額となり、基準を下回る。よって、他に国外財産を有していないとすれば、国外財産調書の提出を要しない。

なお、念のために付言すれば、国外財産調書の提出を要しない場合であっても、不動産所得について所得税の申告納付が必要である。非永住者以外の居住者は全世界所得に課税されるからである。香港所在のアパート賃貸から不動産所得を得ている場合も、確定申告を行い、納税する義務がある。

5 加算税の減額と増額

（1）立法趣旨

納税者の調書提出を担保するための措置として、前述した質問検査権と罰則のほかに、過少申告加算税・無申告加算税につき特例が設けられた（法6条）。

この特例は、「適正な調書提出に向けたインセンティブ」として、「加算税の優遇・加重措置」を設けるものと説明されている⁽¹⁶⁾。学説にも、「事前の情報提供に対して動機づけを与えるとともに、悪質な納税者とそれ以外の納税者を区分して、制裁の内容を変化させる効果を有している」と評価するものがある⁽¹⁷⁾。

(2) 法6条の条文構成と特徴

根拠規定が法6条であり、その条文構成は次の通りである(図表2)。

図表2 法6条の条文構成

1項	国外財産調書に記載がある場合の5%の減額措置
2項	国外財産調書を提出しない場合、または、提出したが記載がないか不十分である場合の5%の増額措置
3項	どの年の国外財産調書であるかを特定するためのルール
4項	提出期限後に国外財産調書が提出された場合のルール
5項	政令委任規定→令11条、12条

この規定はかなり詳細であるが、大きくいって、次の特徴がある。

- 減額措置は所得稅・相続稅の加算稅をカバーするが、増額措置は所得稅の加算稅のみをカバーする。
- 国外財産調書に記載された個々の国外財産に対応して申告漏れを把握している。
- 5%の加算稅増額措置は、国外財産調書に記載がないときだけでなく、「国外財産調書に記載すべき事項につき重要なものの記載が不十分であると認められるとき」にも、適用される(法6条2項)。
- 減額計算・増額計算のベースとなる本稅額の算定方法につき、修正申告等の内容に応じて、詳しい細則がある(令11条2項、3項)。

(3) 減額措置

「国外財産に係る所得稅」または国外財産に対する相続稅に関し

「修正申告等」があり、過少申告加算税または無申告加算税が賦課される場合において、提出期限内に税務署長に提出された国外財産調書に「当該修正申告等の基因となる国外財産」についての記載があるときは、過少申告加算税または無申告加算税の額から、「当該過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額」の5%を控除する（法6条1項）。

若干注釈を加えると、ここに「国外財産に係る所得税」とは、「国外財産に関して生ずる所得で政令で定めるものに対する所得税」のことであり、次に掲げるものである（令11条1項）。

- * 国外財産から生ずる利子所得
- * 国外財産から生ずる配当所得
- * 国外財産の貸付けによる所得
- * 国外財産の譲渡による所得
- * その他、国外財産に基因して生ずるもので財務省令で定めるもの（規13条）

「修正申告等」とは、修正申告書もしくは期限後申告書の提出、または、更正もしくは決定のことである（法6条1項）。つまり、納税者が修正申告を行った場合だけでなく、税務署長が更正や決定を行った場合についても、加算税の減額措置の適用がある。

減額措置が適用されるのは、期限内に提出された国外財産調書に「当該修正申告等の基因となる国外財産」についての記載があるときである。減額するのは、「当該過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額」の5%である。その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告等の基因となる国外財産に係るもの以外のもの、または、隠ぺいもしくは仮装されたものは、「当該過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額」から除かれる（法6条1項第3括弧書き）。

5%の減額措置を例解すると、図表3のようになる。たとえば、

過少申告加算稅について上乗せ部分がない場合、稅率10%の對象となる加算稅の額から、5%分を控除する。上乗せ部分がある場合には、稅率15%の對象となる加算稅の額からも、5%分を控除する。

図表3 5%減額措置の例解

【上乗せ部分がない場合】	
増額更正による増差稅額	100
減額措置適用前の過少申告加算稅の額	$10 = 100 \times 10\%$
減額措置適用後の過少申告加算稅の額	$5 = 100 \times 10\% - 100 \times 5\%$
【上乗せ部分がある場合】	
増額更正による増差稅額	180
減額措置適用前の過少申告加算稅の額	
上乗せ部分	$12 = 80 \times 15\%$
下積み部分	$10 = 100 \times 10\%$
減額措置適用後の過少申告加算稅の額	
上乗せ部分	$8 = 80 \times 15\% - 80 \times 5\%$
下積み部分	$5 = 100 \times 10\% - 100 \times 5\%$

(4) 増額措置

国外財産に係る所得稅につき修正申告等（死亡した者に係るものを除く）があり、過少申告加算稅または無申告加算稅が賦課される場合において、次のときは、過少申告加算稅または無申告加算稅の額に、これら加算稅の計算の基礎となるべき稅額の5%を加算する（法6条2項）。

* 稅務署長に提出すべき国外財産調書について提出期限内に「提出がない」とき

* 提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる国外財産についての「記載がない」とき

このルールについても、いくつか注釈を要する。

この加算税増額措置の適用対象から、相続税は除かれている。死亡した者に係る所得税も適用対象外である。その趣旨は、被相続人による国外財産調書の不提出・未記載について、これを一律に別人格である相続人の責任とするのは適当でないからであると説明されている⁽¹⁸⁾。

増額措置は、国外財産調書の「提出がない」ときに適用されるだけではない。国外財産調書を期限内に提出していたとしても、当該修正申告等の基因となる国外財産の「記載がない」ときには、増額措置が発動される。そのため、どのような場合が「記載がない」という要件に該当するかが、問題になる。

ここに「記載がない」とは、「国外財産調書に記載すべき事項につき重要なものの記載が不十分であると認められるとき」を含む(法6条2項第2括弧書き)。その意義として、立案担当者は、「申告漏れ等の基因となる国外財産であるかどうかの特定に必要な『国外財産の種類、数量、価額、所在』といった記載事項につき、一部の記載漏れを含む記載誤りがある場合をいう」と解している⁽¹⁹⁾。

具体的にどのような場合が「重要なものの記載が不十分であると認められるとき」にあたるかは、将来の事例の蓄積による。この点については、納税者が国外財産調書に正確な事実を記載するインセンティブを与えるという規定の趣旨に照らして判断すべきものと考えられる。この観点からすると、たとえ一部につき記載誤りがあったとしても、それが軽微なものである限り、「重要なものの記載が不十分である」とはいえないと解すべきであろう。

5%分の増額措置のベースとなる「加算税の計算の基礎となるべき税額」の例解は、図表3と同様であるため、省略する。図表3で

5%分を減額していたところを、今度は逆に、増額することになる。

(5) 国外財産に係る所得税

相続税については、納税者の取得した財産がそのまま課税物件とされる。これに対し、所得税の課税物件は所得であるから、国外財産との結びつきを判断するためにはもうひとつステップが必要である。そのことを示すのが、「国外財産に関して生ずる所得で政令で定めるものに対する所得税」という規定の文言である(法6条1項)。

この規定による委任を受けた政令は、(3)で前述したとおり、利子所得や配当所得などの他、国外財産に基因して生ずるもので財務省令で定めるものを列挙している(令11条1項)。さらにこれを受けて、財務省令では、ストック・オプションの権利行使益、生命保険契約等に基づく一時金・年金、特許権等の使用料を挙げたのち、「国外財産に基因して生ずるこれらに類する所得」を掲げている(規13条)。

これらの列挙は、減額措置と増額措置の適用要件である。このうち加算税の増額措置は、納税者に不利な効果をもたらす要件である。この点にかんがみると、上記規定の列挙は限定的なものであると解すべきであろう。「国外財産に基因して生ずるこれらに類する所得」という財務省令の規定も、列挙されたものに「類する」ことを要求している規定と読むべきであって、包括的なバスケット条項と読むべきではなからう。

(6) 事例5へのあてはめ

事例5の①は、外国金融機関のロンドン営業所に預け入れた預貯金の残高1億円を国外財産調書に記載していた。しかし、当該預貯金の利子が日本の所得税との関係で一律源泉分離課税に服さないことを知らなかった。そのため、うっかりして利子所得につき確定申

告をしなかった、という場合である。その年の12月31日の預金残高を正しく国外財産調書に記載し、提出していれば、その「国外財産から生ずる利子所得」につき、修正申告等を行って過少申告加算税の賦課決定がされる場合、過少申告加算税について減額措置の適用対象となる。

事例5の②のように、預金残高を国外財産調書に記載していなかったとすれば、そもそも記載がないのであるから、増額措置の適用対象となる。

6 所得税法上の財産債務明細書との関係

事例6では、納税者が国外財産調書を提出する場合、所得税法上の財産債務明細書への記載を要するかが問題になっている。この場合、所得税法232条1項の規定にかかわらず、当該明細書への記載を要しない（法5条2項）。

平成24年度税制改正大綱では、運用上、財産債務明細書の備考欄に「国外財産調書に記載のとおり」と記載することとされている。具体的な取扱いについては、通達等で示される予定である⁽²⁰⁾。

7 国外財産が租税条約締結相手国に所在する場合

事例7にいう租税条約との関係については、次のように考えられる。

居住者が有する国外財産が、二国間租税条約の締結相手国に所在することがありうる。この場合、条約が国外財産調書制度の適用を制約する可能性が理論的には想定できないわけではないが、実際にはそのような場合はほとんどない。なぜなら、日本政府が自国の居住者から課税情報を取得するという局面について、日本国の締結した二国間租税条約は特段の制約規定を置いていないからである。

むしろ、本稿の冒頭に図表1を用いて論じたように、二国間租税

条約は、国外財産調書制度を補完する機能をもつ。次のような場合である。

- * 国外財産調書の記載事項が端緒になって、日本の課税当局から相手国の課税当局に情報提供を要請する場合。
- * 相手国からの要請に応じて、国外財産調書の記載情報を日本の課税当局が提供する場合。課税当局にとってはすでに入手済みの情報であるため、改めて質問検査を行うことが不要になる。
- * 国外財産調書により得られた情報につき自動的情報交換を行う場合。

このような補完的機能を果たすのは、二国間租税条約だけでない。日本国が2011年11月に署名した多国間租税行政共助条約についても、同様である。

IV 結論と展望

本稿では、新設された国外財産調書制度の姿を描き、要件と効果の特徴を概観した。本稿を閉じるにあたり、やや大局的な見地から、2つの点を述べておきたい。

第1は、金融資産に限定することなく、実物資産を含む広範な国外財産を調書記載の対象に含めたことである。これに対し、外国の類似の制度には、一定の金融資産に限って情報申告を求める例がある。金融資産こそが「足の速い」財産であるとするれば、立法政策上の選択肢として念頭に置いておくことも有用であろう。

第2は、国外財産調書の提出を担保するための措置を設けたことである。特に加算税の減額措置・増額措置は、納税者のインセンティブを明示的に考慮した点が新しい⁽²¹⁾。もっとも、国外財産とそこから生ずる所得との対応付けや、加算税のベースとなる本税額の

計算は、コンセプトは明らかであっても、実務上かなり込み入った作業を関係者に強いる⁽²²⁾。より簡素なやり方への切り替えも、立法論上検討に値する。

新制度は未施行であり、今後、さまざまな解釈・適用上の問題が予想される。とりわけ、新制度の登場は、「取得した課税情報を税務当局がどのように管理するか」という問題の重要性を改めて照らし出している。現行法のように税務職員の守秘義務を規定しておくだけで十分であるかどうかについて、国家間情報交換に特有の問題も意識しつつ、従来よりも一歩進んだ制度設計上の検討が必要になるものと考ええる。

- (1) 新制度の解説として、『平成24年版改正税法のすべて』613頁（大蔵財務協会、2012年）、川田剛『Q & Aでわかる国外財産調書制度』（税務経理協会、2012年、以下「川田Q & A」として引用する）、藤曲武美「国際課税関連の改正：過大支払利子損金不算入制度、国外財産調書制度」税経通信67巻5号73頁（2012年）、福菌健「国際課税（特定支出の範囲は？国外財産調書の記載事項は？24年度税制改正政省令のポイント）税務弘報60巻6号57頁（2012年）、丹菊博仁「国外財産調書制度等の創設」税経通信67巻7号89頁（2012年）、佐藤忍「国外財産調書制度の創設及び徴収共助等に関する国税通則法等の改正」国際税務32巻7号83頁（2012年）、高山政信「国際課税のケース・スタディ 非居住者と国外財産調書制度」税務事例44巻7号54頁（2012年）、伊藤雄二「国外財産調書制度と徴収共助」税経通信67巻12号192頁（2012年）、川田剛「国外財産調書制度創設の背景と概要」税理55巻14号8頁（2012年）、山本和義「国外財産調書制度の適用範囲と所在判定」税理55巻14号16頁（2012年）、小嶋大志「国外財産の評価：不動産・棚卸資産・減価償却資産・書画骨とう品等」税理55巻14号22頁（2012年）、田邊政行「国外財産の評価：金融資産」税理55巻14号27頁、浅川典子「国外財産調書の記載と提出」税理55巻14号35頁（2012年）、浅野洋・妹尾明宏「国外財産調書の提出に係る優遇・加重措置及び罰則」税理55巻14号46頁（2012年）、塩野入文雄「国外財産の譲渡と税務」税理55巻14号55頁（2012年）、飯塚美幸「国外財産の相続・贈与と調書制度」税理55巻14号65頁（2012年）、西方健一・大柳久幸・田中宏幸・中島格志「国際租税手続—徴収共助、国外財産調書制度、二国間租税情報交換協定について」ジュリスト1447号45頁（2012年）。
- (2) 西方ほか・前掲注1・49頁。
- (3) 増井良啓「租税条約に基づく情報交換：オフショア銀行口座の課税情報を中心として」金融研究30巻4号253頁、255頁（2011年）。
- (4) 田中良「全世界所得課税確保のための海外金融資産・所得の把握方法：米国の適格仲介人（QI）レジーム・FATCAレジームの展開」金融研究30巻4号313頁（2011年）。
- (5) 居波邦泰「タックス・アムネスティの我が国への導入についての考察」税務大学校論叢68号229頁、435頁（2011年）。さらに参照、居波邦泰「ボランティア・ディスクロージャーと国際的情報交換—先進国における税務情報の収集強化と我が国への導入の検討—」租税研究753号154頁（2012年）。
- (6) 財務金融委員会議録第5号（平成24年3月6日）14頁。
- (7) 『平成24年版改正税法のすべて』・前掲注1・628頁。
- (8) 2012年10月26日の研究会では、「偽り」という構成要件である以上、単なるミスはこれに該当せず、遁脱犯における「偽りその他不正の行為」の解釈が参考になるのではないかと、という

意見が表明された。

- (9) 『平成24年版改正税法のすべて』・前掲注1・619頁。
- (10) ここにいう「有する」に該当するか否かの判断は、課税物件の人的帰属に関する考え方（所得税法12条）を参照することが可能であろう。関連して、川田Q&A・前掲注1・77頁は、特定海外金銭信託（Fiduciary Account）について、名義上はプライベートバンクのものとなっているが、受益者があくまで顧客であることを理由に、顧客が国外財産調書の提出義務を負うと解説している。
- (11) 『平成24年版改正税法のすべて』・前掲注1・619頁。
- (12) 川田Q&A・前掲注1・78頁も、「国外にある資産の総額に着目した制度設計がなされています」と述べている。
- (13) 『平成24年版改正税法のすべて』・前掲注1・621頁。
- (14) 『平成24年版改正税法のすべて』・前掲注1・621頁。
- (15) 2012年10月26日の研究会では、国外財産の時価を毎年評価することには費用がかかるところ、納税者の必要経費などとして控除できるかどうか、という問題が提示された。
- (16) 『平成24年版改正税法のすべて』・前掲注1・622頁。また、西方ほか・前掲注1・49頁。
- (17) 吉村政穂「節税・脱税・租税回避行為の違い」税務弘報60巻7号10頁、14頁（2012年）。
- (18) 『平成24年版改正税法のすべて』・前掲注1・625頁。
- (19) 『平成24年版改正税法のすべて』・前掲注1・625頁。
- (20) 『平成24年版改正税法のすべて』・前掲注1・622頁。
- (21) 2012年10月26日の研究会においては、新しい試みを評価し、税務行政の水準を高めることに寄与するという意見が表明された。
- (22) 増井良啓「租税手続法の新たな潮流」日本租税研究協会『日本租税研究協会第64回租税研究大会記録』105頁（2012年）。